

平成26年第2回士別市議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月6日（金曜日）

午前10時07分開会

午前11時58分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 6号 専決処分の報告について

日程第 3 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 議案第54号 士別市暴力団排除条例の制定について

議案第55号 士別市公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例について

日程第 5 議案第56号 士別市下水道設置条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第57号 士別市集落排水施設設置条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第58号 士別市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

日程第 8 議案第59号 財産の取得について（除雪ドーザ）

日程第 9 議案第60号 平成26年度士別市一般会計補正予算（第3号）

出席議員（16名）

2番	喜多武彦君	3番	大西陽君
4番	村上緑一君	5番	渡辺英次君
6番	谷守君	7番	松ヶ平哲幸君
8番	岡崎治夫君	9番	遠山昭二君
10番	山居忠彰君	11番	十河剛志君
12番	出合孝司君	13番	国忠崇史君
14番	井上久嗣君	15番	粥川章君
16番	斉藤昇君	議長	17番 丹正臣君

欠席議員（1名）

副議長 1番 谷口隆徳君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

教育委員会 委員長 会長	五十嵐紀子君	教育委員会 教育委員長 会長	安川登志男君
教育委員会 生涯学習部 会長	菅井勉君		

農業委員会 会長	松川英一君	農業委員会 事務局 会長	小ヶ島清一君
-------------	-------	-----------------	--------

監査委員	吉田博行君	監査委員事務局 監査課 局長	穴田義文君
------	-------	-------------------	-------

事務局出席者

議会事務局長	石川敏君	議会事務局 総務課 局長	浅利知充君
議会事務局 総務課 主任	前畑美香君	議会事務局 総務課 主任	樫木孝士君

○**議会事務局長（石川 敏君）** 平成26年第2回定例会の開会に先立ちまして、本年5月28日に開催されました第90回全国市議会議長会定期総会において、表彰を受けられました方々に表彰状の伝達を行います。

表彰を受けられました方々のお名前を申し上げます。

議員15年以上表彰、遠山昭二議員、同じく山居忠彰議員。議員10年以上表彰、谷口隆徳副議長、同じく粥川 章議員。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、順次御登壇の上お受け取りください。

遠山議員、御登壇ください。

○**議長（丹 正臣君）** 表彰状、士別市、遠山昭二殿。

あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成26年5月28日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文、代読。（拍手）

○**議会事務局長（石川 敏君）** 次に、山居議員、御登壇ください。

○**議長（丹 正臣君）** 表彰状、士別市、山居忠彰殿。

あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成26年5月28日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文、代読。（拍手）

○**議会事務局長（石川 敏君）** 次に、粥川議員、御登壇ください。

○**議長（丹 正臣君）** 表彰状、士別市、粥川 章殿。

あなたは、市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成26年5月28日、全国市議会議長会会長、佐藤祐文、代読。（拍手）

○**議会事務局長（石川 敏君）** ここで、このたび受賞されました4名を代表いたしまして、遠山昭二議員より御挨拶がございます。

○**9番（遠山昭二君）（登壇）** 一言御挨拶申し上げます。

ただいま全国市議会議長会から議員在籍10年以上表彰、粥川議員、谷口副議長、在籍15年山居議員、そして私、4人が頂戴いたしました。この受賞につきましても、もとより市民の皆様から温かい御支援、更には先輩議員並びに同僚議員の方々の御指導または理事者、関係行政機関の御協力のおかげと心から深くお礼を申し上げます。

この10年、15年を振り返りますと、多くのことがたくさんありました。何ととっても景気低迷が長引き、行財政面でも大変苦勞する中、士別市と朝日町との合併に向けて市と議会が車の両輪となって対応し、無事合併に至ったわけであります。

しかしながら、近年の本市を取り巻く状況を見ますと、引き続き厳しい財政環境の中、農政の問題を初めとし地域医療の問題など、まだまだ多くの課題が山積している状況であります。

これら課題を一つ一つ解決しながら、将来に夢と希望の持てるまちづくりを推進していかねければならないと誓っているところであります。

微力ではありますが、本日の受賞を励みとし、市民福祉の向上のために、更には市政発展のために議員の皆様方とともに鋭意努力していくつもりでございます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。言葉足りずですが、意を尽くしませんが、受賞に当たりましてお礼の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。（拍手）
（降壇）

○議会事務局長（石川 敏君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

（午前10時07分開会）

○議長（丹 正臣君） 平成26年第2回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超えておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） 本定例会の会議録署名議員には、5番、渡辺英次議員、6番、谷 守議員、7番、松ヶ平哲幸議員を指名いたします。

○議長（丹 正臣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。1番、谷口隆徳副議長から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

（朗読を経ないが掲載する）

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第6号 専決処分の報告について

（平成26年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））

報告第7号 繰越明許費繰越計算書について

報告第8号 出資団体の経営状況報告について（士別市農畜産物加工株式会社）

報告第9号 出資団体の経営状況報告について（株式会社翠月）

報告第10号 出資団体の経営状況報告について（羊と雲の丘観光株式会社）

議案第54号 士別市暴力団排除条例の制定について

議案第55号 士別市公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例について

議案第56号 士別市下水道設置条例の一部を改正する条例について

議案第57号 士別市集落排水施設設置条例の一部を改正する条例について

議案第58号 士別市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第59号 財産の取得について（除雪ドーザ）

議案第60号 平成26年度士別市一般会計補正予算（第3号）

2. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告 1月分、2月分、3月分

3. 議長会の関係については次のとおりである。

(1) 北海道市議会議長会中央行動運動

イ. 開催日 平成26年5月27日

ロ. 要望先 北海道選出国會議員

ハ. 出席者 丹議長

ニ. 要望事項

- ・北海道新幹線の建設促進について
- ・並行在来線への支援措置について
- ・北方領土問題の早期解決等について
- ・環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉について
- ・地域医療体制の充実確保について

(2) 全国市議会議長会第195回理事会

イ. 開催日 平成26年5月27日

ロ. 開催地 東京都

ハ. 出席者 丹議長

ニ. 会議概要 役員補欠選挙を行い、事務報告を行った後、第90回定期総会の運営及び会長提出議案並びに天皇陛下拝謁について協議し終了した。

(3) 全国市議会議長会第90回定期総会

イ. 開催日 平成26年5月28日

ロ. 開催地 東京都

ハ. 出席者 丹議長

ニ. 会議概要 事務報告の後、部会提出議案25件及び会長提出議案2件を審議し、役員改選を行い終了した。

(4) 市議会議員共済会第108回代議員会

イ. 開催日 平成26年5月29日

ロ. 開催地 東京都

ハ. 出席者 丹議長

ニ. 会議概要 事務報告の後、平成25年度会計決算について審議し終了した。

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野勇司	副市長	相山佳則
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	鈴木久典	市民部長	大崎良夫
保健福祉部長	川村慶輔	経済部長	林浩二
建設水道部長	沼田浩光	朝日総合支所長	佐々木勲
市立病院 事務局長	三好信之	総務部次長兼 企画課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	中峰寿彰
総務部 市史編さん室 部長	渡辺敏嗣	市民部次長兼 税務課長	法邑和浩
保健福祉部次長 兼福祉課長	田中寿幸	保健福祉部 こども・子育て 応援室長	藤森裕悦
保健福祉部 健康長寿 推進室長兼 介護保険課長	得字繁美	経済部次長兼 農業振興課長	金章
経済部国営農地 再編推進室長 兼参事	紺野宏一	建設水道部次長 兼技監 兼土木管理課長	半沢勝
朝日総合支所 次長兼 地域住民課長 (併)選挙管理 委員会事務局 次長	長南広基	会計室長兼 会計課長	清水修
市立病院 事務局長 兼医事課長	村上正俊	秘書広報課長	東川晃宏
総務課長兼 市史編さん室 参事(併) 選挙課長	鴻野弘志	財政課長	中舘圭司
市民課長	佐々木幸美	環境生活課長	千葉靖紀
環境生活課参事	原田政広	福祉課参事	谷口幸大
こども・子育て 応援室参事	高木兼史	こども・子育て 応援室参事兼 子育て支援 センター所長	佐藤洋子
地域包括支援 センター所長	米谷祐子	保健福祉 センター所長兼 成人病健診 センター所長	平岡恵子

畜産林務課長兼 バイオマス資源 堆肥化施設長	高木 守 昭	商工労働 観光課長	井出 俊 博
建築課長	工藤 博 文	施設維持 センター所長	大西 司
上下水道課長	藪中 晃 宏	地域住民課参事	石川 美由紀
経済建設課長	深川 雅 宏	市立病院事務局 総務課長	加藤 浩 美
農業振興課主幹	寺田 和 寛	商工労働観光課 主幹	徳竹 貴 之
教育委員会 委員長	五十嵐 紀 子	教育委員会 職務代理者	千田 秀 昭
教育委員会委員	尾崎 学	教育委員会委員	馬場 千 晶
教育委員会 委員長	安川 登志男	教育委員会 生涯学習部長	菅井 勉
教育委員会 生涯学習部次長 兼学校教育課長 (併) 市史 編さん室参事	水田 一 彦	教育委員会 合宿の里 推進室長兼 スポーツ課長 総合体育館長 青少年会館長	加納 修
教育委員会 社会教育課長兼 つく青少年の家 所長	遠藤 桂 子	教育委員会 図書館長兼 生涯学習情 報センター所長	渡辺 恵 子
教育委員会 中央公民館長	竹内 雅 彦	教育委員会 市民文化館 センター館長	柴山 勉
教育委員会 博物館長兼 公会堂展示館長	池田 政 幸	教育委員会 学校給食 センター所長	上坊寺 美智子
教育委員会 地域教育課長兼 朝日公民館長 あさライズ ホール館長	漢 幸 雄	教育委員会 スポーツ課主 兼総合体育 館主幹	坂本 英 樹
教育委員会 図書館主幹兼 生涯学習情 報センター主 幹	清水 孝 幸	農業委員会 会長	松川 英 一
農業委員会 会長職務代理者	飛世 薫	農業委員会 事務局 局長	小ヶ島 清 一
農業委員会 総務課長	大平 稔	監査委員	吉田 博 行

監査委員事務局
監査課長 穴田 義文

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	石川 敏	議会事務局 総務課長	浅利 知 充
議会事務局 総務課主査	前畑 美 香	議会事務局 総務課主任主事	檜 木 孝 士

以上報告する

平成26年6月6日

士別市議会議長 丹 正 臣

○議長（丹 正臣君） 議事に入る前に、市長より、行政報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

お許しをいただきましたので、当面する諸般の行政報告をいたします。

初めに、農業関係についてであります。

4月4日から5日にかけて季節外れの湿った雪が降り、市内19戸で24棟の育苗ハウスが倒壊する被害が発生しましたが、心配した苗への直接被害も少なく、その後、復旧作業も順調に進められました。

さて、本年の融雪期は平年より6日遅い4月23日となりましたが、4月中旬以降は好天に恵まれ、気温・日照時間などが十分に確保されたことから耕起、播種、移植などの農作業は順調に推移しています。

現在の主要作物について申し上げますと、水稻は苗の播種時から天候にも恵まれ、生育も順調に進み、平年よりやや早く移植作業が終了しました。畑作物は融雪のおくれから秋まき小麦の雪腐病を心配しましたが、生育はおおむね順調に推移しており、また春まき小麦についても平年よりやや早く播種作業が終了しました。

更に、てん菜、タマネギ、バレイショにつきましても、好天に恵まれた中で、移植作業が順調に終了しましたが、5月下旬以降は少雨と強風、そして高温の影響を受け、一部で葉の傷みも散見されるとともに、播種作業が順調でありました豆類は雨不足による出芽おくれが懸念されています。

このように、本年は農作物全般にわたり、播種や移植作業などは順調に推移していましたが、雨不足などの影響、更に冷夏といった長期予報もありますだけに、今後の気象状況に合わせた的確な栽培管理対策を初め、農作業などの安全対策も含め、関係機関と十分な連携を図り万全を期してまいります。

次に、日豪経済連携協定（EPA）及び環太平洋連携協定（TPP）についてであります。

日豪EPAについては、4月7日、オーストラリアのアボット首相が来日し、安倍首相との

首脳会談により、牛肉の関税率の段階的な引き下げや牛肉の緊急輸入制限措置、セーフガードの導入などについて大筋合意となったところでありますが、これに伴い、市内でもオーストラリア産牛肉と品質が類似する乳用種牛肉との競合や関税引き下げに伴う牛肉価格の低下などによる影響も懸念されており、農協などと連携し状況把握に努めます。

一方、TPPについては、農業分野に限らず、食品の安全性や自動車などの工業製品、医療、保健、更には知的財産権も含め21の分野に関連し、我が国経済に極めて大きな影響を及ぼす協定であることは申し上げるまでもありません。5月19日と20日にシンガポールで開催された閣僚会合での、大筋合意は見送られたとの報道もありますが、依然予断を許さない厳しい状況にあります。食糧は人類を救い、農業は国家を救うの言葉どおり、日本の豊かさは農業の懐の深さにありますことから、日本の国益や主要農畜産物の聖域が守られない場合は、TPP交渉から速やかに撤退することなど、毅然とした姿勢で臨むよう今後とも北海道市長会を初め、関係機関、団体や市民と連携し、引き続き求めてまいります。

次に、バイオマス堆肥についてであります。

バイオマス資源堆肥化施設で製造している生ごみ堆肥と下水汚泥堆肥の愛称を市民から募集したところ、生ごみ堆肥については50件の応募の中からキッチンりぼんに下水道汚泥堆肥は42件の応募の中からエコみち君と決定し、4月26日から市内7店舗の御協力をいただき、16キログラム入りの袋詰め堆肥として販売を開始しました。5月29日現在、キッチンりぼんについては2,070袋、エコみち君は240袋を各店舗に販売、また施設で直接販売するばら積み堆肥でも173トン販売しており、売り上げでは92万3,000円となっています。今後とも円滑な施設運営に努めるとともに、再生可能なバイオマス資源の効率的な利用による温室効果ガス排出削減を目指した低炭素むらづくりを推進します。

次に、観光振興プロジェクトからの中間報告についてであります。

本市の観光拠点である羊と雲の丘は整備から20年以上が経過し、建物や周辺施設の経年劣化が顕著になったことから、再整備に向けた市民による検討プロジェクトを昨年6月に組織しました。プロジェクトは市内14団体から15名の市民委員と市の関係課に加え、オブザーバーとして上川総合振興局の観光担当も含めた体制で構成し、これまで7回の会議を行いました。4月23日には、プロジェクトにおいて羊と雲の丘観光振興に関する中間報告を取りまとめたところでもあります。今後、中間報告をもとに、全体構想を取りまとめ計画的な再整備を進めます。

次に、環境センター建設についてであります。

さきの第3回臨時会において、工事請負契約締結の議決をいただいた一般廃棄物最終処分場及びリサイクルセンター建設工事については、昨年より西士別町学田地区で建設用地の粗造成工事を行っており、本年10月末には完了の予定です。あわせて、施設建設工事についても今後実施設計作業に入り、本年中には一部着手する計画であり、平成29年4月の供用開始に向け事業を進めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。

本年3月に策定した子どもの権利に関する行動計画に基づき、相談や救済の申し立てを行うことができる機関として、子どもの権利救済委員会を4月1日に設置しました。今後、子供の権利の侵害事案に対し、迅速かつ適切な救済が図られるよう本委員会との連携を密にしながら子育て支援に努めてまいります。

次に、（仮称）高齢者福祉センター建設についてであります。

去る4月24日に各種団体の代表者で構成する施設建設に向けた市民会議を設置したところであり、市民の皆さんの御意見を十分に反映した施設となるよう検討を重ね、具体的な計画策定に努めてまいります。

次に、老人福祉施設の指定管理についてであります。

特別養護老人ホーム士別コスモス苑、養護老人ホーム士別桜丘荘及び桜丘デイサービスセンターについては、本年4月1日から社会福祉法人三愛会を指定管理者として運営を開始したところですが、従前からのサービス提供を基本に、より心の通う介護を目指しているところであり、入所者やご家族の方からも一定の評価をいただいています。

また、市の職員については、両施設合わせて15名を派遣する一方、非常勤職員、嘱託職員についてはコスモス苑で32名、桜丘荘及び桜丘デイサービスセンターで14名が三愛会職員として継続勤務しており、介護職員資格取得にも努めています。今後も利用されている方々へのよりよいサービスの提供に万全を期してまいります。

次に、市立病院の経営状況についてであります。

平成25年度の病院事業は、収益面では外来患者数の減少に伴い収益は減少したものの、入院患者数が前年度よりわずかながら上回り、診療単価も増となったことにより医業収益全体で前年度を約4,900万円上回りました。一方、医業費用面では職員数の増に加え、3年ごとの退職手当組合精算金1億300万円を支出したことによる給与費の増、入院患者数の増加等に伴う薬品費並びに診療材料費の増などから、前年度を約1億9,400万円上回りました。最終的な収支では、不良債務の発生が見込まれたことから、公立病院特例債の繰上償還分2億円を含む4億3,100万円を一般会計繰入金追加により対応しました。

また、平成24年8月から休床している療養病棟であります。最近の患者の動向において、患者層の高齢化に伴い長期入院患者の増加が著しい状況にあることから、慢性期や長期医療を担うため本年10月に再開することとしたところであり、再開に当たっては、今後の看護師数や一般病棟の入院患者数の状況を考慮する中、入院病棟全体の調整を図りつつ準備を進めてまいります。

平成26年度の診療報酬改定では、医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実といった医療提供体制の再構築がより強く求められていますので、市民に信頼される病院づくりを目指し、引き続き常勤医師や看護師の確保に努めます。

また、現在の病院経営改革プランの最終年度となることから、これまでのプランの検証や今後の患者数の動向などの分析を行い、新たな病院経営の計画を策定してまいります。

次に、士別市定員適正化計画についてであります。

本計画については、本年2月に総務文教常任委員会で御協議いただき、その後士別市行財政改革懇談会に諮り成案としました。今後は本計画に基づき定員管理を適正に進めてまいります。

次に、士別市指定管理者制度運用ガイドラインについてであります。

指定管理を行っていくに当たっては、行政としての一貫性を持った基準が必要なのではとの議会での御論議を踏まえ、本市における指定管理制度の統一的運用についての基本的な考え方などを取りまとめたものであり、今後においては、本ガイドラインに沿って所要の方法及び適正な運用を図るものであります。

次に、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについてであります。

本市の貴重な地域資源である天塩岳や天塩川などの豊かな自然環境に着目し、その魅力を発信していく天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトの一つとして、現在、天塩川の水のボトルリングを進めています。今回は500ミリリットルのペットボトルを3万本製造する予定であり、ラベルデザインの作成に当たっては観光協会や商工会議所、商工会、合宿の里推進協議会など、関係団体からも御意見をいただいたところです。7月中旬には完成の見込みであり、7月20日の士別ハーフマラソン大会での配布のほか、合宿選手への提供、各種会議やイベントでの活用など本市のPRに努めます。

次に、ゴールバーン・マルワリー市との交流についてであります。

姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市との交流については、近年では高校生の短期留学派遣が主な取り組みとなっている中、昨年のゴールバーン生誕150周年記念式典には、特使として田莉子前市長と千葉商工会議所会頭に御出席いただき、その後もクリスマスカードの交換など、交流のきずなを深めてきたところです。本年は姉妹都市提携15周年の記念すべき年に当たりますが、過日、ゴールバーン・マルワリー市からジェフ・ケトル市長やマーガレット・オニール元市長などの7名による訪問団が7月7日から11日までの日程で来市するとの連絡がありました。スケジュールの詳細については調整中ではありますが、ケトル市長との今後の交流に関する意見交換や市内学校等の訪問などを予定しているところであり、訪問団一行を温かくお迎えするとともに、両市間の持続的・発展的な交流の機会づくりとします。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

本市の地域おこし協力隊員としては、現在、鯨井啓子隊員が観光分野を中心にさまざまな形でまちづくりに活躍されています。こうした中、本年度は新たにサフォーク羊を活用したまちづくりの推進に当たって、サフォークランドとして魅力発信を行うとともに、羊の飼養農家拡大を推進する隊員の募集を行いました。この結果、1名の応募があり、面接等を経て6月1日付で隊員としての委嘱を行ったところです。この方は南優紀さんという女性で、世界のめん羊館を活動拠点に、羊の飼育業務等に従事しながら、地域おこし活動を進めていただく予定です。

次に、合宿選手の受け入れ状況とスポーツイベント等の開催についてであります。

最初に、陸上関係についてであります。日本実業団陸上競技連盟を初め、箱根駅伝出場大

学やニューイヤー駅伝出場実業団など、例年どおり多くの大学、実業団が合宿する予定であり、更に本年4月に発足した日本陸上競技連盟男子マラソンナショナルチームが9月1日から10日まで本市において合宿することが決定したところです。

また、7月20日開催の土別ハーフマラソン大会については、昨年度の優勝者で日本陸連マラソンナショナルチームにも選出されているトヨタ自動車九州の今井正人選手、今年の箱根駅伝で活躍した土別中学校出身の青山学院大学3年、小椋裕介選手を初め多くの招待選手のほか国内の有力選手の参加をいただく中で、昨年以上の参加者を想定し準備を進めてまいります。

一方、スキー合宿については、4月28日の東京美装、日本大学の合宿から始まり、その後、2月のソチオリンピックに出場した選手を初めとする全日本スキー連盟ジャンプ女子チームなどがそれぞれ合宿を行いました。また、今年も国内サマージャンプ大会の開幕戦として、7月13日に全日本サマージャンプ朝日大会、更に7月25日には全日本サマーコンバインド朝日大会が開催されますが、クラレの高梨沙羅選手を初めソチオリンピックのジャンプ競技で活躍した選手が数多く出場される予定であります。

なお、7月23日には全日本スキー連盟女子ジャンプチームをお迎えし、ソチオリンピックの報告会を開催する予定であります。本市はこれまで合宿の里づくりをまちづくりの柱として取り組んできたところですが、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として、施設や宿泊環境、受け入れ態勢を一層向上させる合宿の里土別ステップアッププランを策定したところであり、こうしたジャンプや陸上のナショナルチーム合宿を弾みに今後のステップアップ事業を推進してまいります。

次に、上土別小学校及び中学校の改築についてであります。

本年3月24日に実施設計業務が完了し、4月30日には教員・保護者、5月26日には市民を対象とした設計内容の説明会を開催しました。本工事の入札は6月3日に実施したところであり、本議会最終日に工事請負契約の締結について提案させていただく予定であります。

次に、九十九大学についてであります。

本年度大学院を開設し、新たに大学院生33名、そして新入学の生徒15名を加え、5月8日に入式を行ったところであり、学生総数は116名となりました。高齢者の皆さんが学習と交流活動に一層励まれ、有意義な学生生活を送ることができるよう更に充実した大学運営に努めてまいります。

次に、公共工事の迅速かつ適切な施工に向けての取り組みについてであります。

企業の資金調達の円滑化を図るため、市発注の完成工事代金を金融機関等へ債権譲渡することが可能となる制度を新設し、請負業者の財務内容改善、下請等への早期支払いの促進に努めます。

最後に、公共工事の執行状況についてであります。

本年度の工事等発注総額につきましては、繰越明許により実施する多寄団地建築主体工事、並びに3月に発注したゼロ市債事業を含め206件、約55億8,000万円を予定しました。この5月末までの発注状況は検満量水器取りかえ工事のほか、土別市リサイクルセンター建設工事、多

寄団地建築主体工事など予定件数の約2割、47件の発注を終え、その発注総額は44億3,900万円、平均落札率は96.45%となっています。6月以降については、九十九団地A棟建築主体工事などを予定しており、今後においても市内の経済情勢を考慮し、早期発注に努めます。

以上、申し上げます、当面する諸般の行政報告とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定について議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月20日までの15日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月20日までの15日間と決定をいたしました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第2、報告第6号 専決処分の報告について議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第6号 平成26年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、平成25年度国民健康保険事業特別会計の決算に伴うもので、1人当たり医療費が増加する一方、収入では国・道支出金がいずれも見込みを下回り、国保支払準備基金1億2,361万1,000円全てを繰入措置しても、なお2,270万9,000円の収支不足となることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、この収支不足分について平成26年度の歳入を繰り上げて充用したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした次第であります。

なお、繰上充用金に要する財源については歳入欠陥補填収入をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案件については原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第6号は原案のとおり承認と決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についてを議題に供

します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第7号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成25年度の予算を平成26年度に繰り越して使用するの、一般会計においては公共事業の地方負担を軽減し円滑な実施を図るため措置された国の好循環実現のための経済対策に伴うがんばる地域交付金を対象事業として計上した2事業のほか、5事業及び公共下水道事業特別会計においては、同じくがんばる地域交付金対象事業である合流改善事業です。いずれも実施時期及び国の予算との関連から翌年度に繰り越して使用するため、平成25年度予算において繰越明許費の措置をし、それぞれ議決をいただいたところです。各事業の平成26年度に使用できる額及び財源内訳は平成25年度士別市繰越明許費繰越計算書のとおりですので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第7号は報告を終わることにいたします。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第4、議案第54号 士別市暴力団排除条例の制定について及び議案第55号 士別市公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第54号 士別市暴力団排除条例の制定について並びに議案第55号 士別市公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例について関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

新たに、制定しようとする暴力団排除条例は、士別市安全で・安心なまちづくり条例の目的を推進するため暴力団排除について基本理念を定め、市・市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、市民の安全で安心な生活の確保、地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とするものであります。

主な内容についてであります。市の公共事業等からの暴力団の排除と、公共施設が暴力団の活動に利用されないよう必要な措置を講ずることや市民等が紛争の解決などに暴力団を利用しないこと、利益を供与しないことなど、必要な事項を定めるものであります。

なお、市民に対する周知期間を設けるため、施行月日を9月1日としたところであります。

次に、士別市公共施設の暴力団排除に関する条例を廃止する条例につきましては、暴力団の公共施設の利用について、本条例の規定に基づきその利用を制限してきたところでありますが、新たに制定しようとする士別市暴力団排除条例に同内容の規定を盛り込むことから、本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。国忠議員。

○13番（国忠崇史君） この暴力団排除条例案について何点か質問したいと思います。

今の暴力団排除の機運、非常に高まっていて、北海道でもほとんどの市町村で暴力団排除条例ができたということです。それで民間なんかでも暴力団を排除しようというふうに規定を設けているところもあって、ただ最近言われるのは、自動車の任意保険なんかに、暴力団関係とされた人は入れないんだというような場合が出てきて、結局そういう人の車とぶつかった場合、一般の人が大変損をすると、大変なことになるという問題も出ているのは御承知のとおりです。

1つ目としてお聞きしたいのは、この条例案第2条の要は定義です。暴力団員だとか、暴力団、暴力団と密接な関係を有する事業者、これ全部いわゆる暴対法の第2条に規定するというふうに準用しているわけです。だから、暴対法で規定しているものをそのまま市の条例でも引用すると。それはいいんですけども、もともとの暴対法、2年前2012年6月の野田内閣のときに厳しく改正されました。そのときに、附帯決議が衆議院、参議院でついている。それによると、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないように、十分留意すること。つまり誰が暴力団員で、あるいはどこまでが密接な関係なのかというのは、要は全部警察が判断するんだということになってしまっているんです。だから法としては、やはりその緻密さに欠けると、その懸念から衆議院、参議院でこういうような附帯決議ができた。その点、本条例案の2条は暴対法の規定そのまま持っているわけですけども、恣意的な適用がされる懸念というのはいませんか。

○議長（丹 正臣君） 千葉環境生活課長。

○環境生活課長（千葉靖紀君） 暴対法の関連で恣意的な運用の懸念ということで御質問をいただきました。

それで、暴対法で定義しております暴力団、暴力団員というものを準用したという形でありまして、市のほうで暴力団、暴力団員という部分のデータ、情報等がございませんので、これは警察に確認を行って適用をしていくという形にはまずなります。その上で、本条例の考え方でございますけれども、暴力団の活動を排除するというのがこの条例の考え方でございまして、暴力団員の社会生活上の私的な利用、または行動を制限するような条項にはなっていないという部分をまず御理解いただきたいと思います。

それから、本条例につきましては、第1条の目的にありますように、安全で安心なまちづく

り条例の目的を推進、実現するための条例ということになっておりまして、安全・安心条例の第9条には人権の配慮の条項がございまして、常に市民等の人権に配慮したものになるように努めるということが規定されております。これにのっとった今回の条例の考え方になってございます。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 大体わかりました。

2点目なんですけれども、条例案をつくる過程で、案を練り上げる過程でいろいろパブリックコメントなんかも実施したわけなんですけれども、それは提出はゼロ件だったというふうにお伺いしています。そのパブリックコメントの前に、いろいろな市民団体からも意見を聞いたと。安全・安心推進会議だとかいう団体からも意見を聞いていると。この安全・安心推進会議というところの性格というか、構成メンバー、どういうところの団体から出ているのかということと、その安全・安心推進会議でのこの条例案に対する意見はどのようなものであったか、お伺いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 千葉課長。

○環境生活課長（千葉靖紀君） まず、士別市安全で安心なまちづくり推進会議につきましては、安全・安心条例に基づき設置した会議でございます。団体としましては、32団体で具体的には市の各部局から始まりまして、防犯協会、自治会連合会、それからPTA関連、学校関連、それから社会福祉協議会、身障者福祉協会等の32団体となっております。

それで、5月16日にこの会議を開催させていただきました。出席は22名の御出席いただきました。その中で、幾つかの御質問等、御意見等ございました。その中で、いわゆるこの条例の第5条、市民の役割という部分の中で御意見があった部分がございますので、その部分が市民に暴力団の排除の活動を強制しているような印象があるような表現があるというふうなお話がありました。

それから、5条の部分でいけば、情報提供を求めている部分がございます、努めるということで。このことに関しましては、監視社会、それから密告社会のような形になるのではないかというふうな懸念がございました。それに対しまして、市の説明といたしましては、市民の部分につきましては、努めるという表現の中で、努力規定にとどめている部分がまずあるということでご理解をいただき、それから監視・密告の部分につきましては、現在既に北海道の市町村、ほとんどが制定済みでございます。制定されて施行されております。その中で、その状況が起きているかという部分でいけば、そのような実態にはなっていないという部分で、この条例につきましては、暴力団のいない士別市の地域、今後も暴力団を入り込ませないというふうな、防犯意識を高める条例として考えて受けとめていただきたいというふうな御説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 安全で安心なまちづくり推進会議での御意見がそういうところであったということで、私も、監視・密告社会、例えばこの条例をつくったらすぐに音を立てて監視・密告社会がやってくるとは思いません。だけれども、こういう条例、通報させるというのは、要は委縮効果があるんです。

それは3年ほど前、斉藤 昇議員が、北海道教育委員会の通報制度というものを、やめさせたらどうだというふうに取り上げておられましたけれども、北海道教育委員会では学校の教職員が選挙運動していないかとか、勤務時間中に組合活動していないかとか、いろいろ何か見かけたら道民は通報してくださいという制度を設けた。実際通報はゼロです。だけれども、学校の教職員にしたら、こういう通報されるから、日曜日もちよっと選挙活動するのはやめよう、何か政治活動と思われることはやめようと委縮するわけです。

市の職員についてどうですか。例えば市の職員について、いいですか、市民から何か市の職員が勤務時間中に組合活動、選挙活動をやっているというふうなことを、どんどん通報してくださいという社会になったらどうですか。例えば市の職員が仕事に、職務に専念しなければならぬ時間帯に何というか、常識の範囲を超えて離席しているだとか、そういうことをどんどん市民に通報してくださいというような社会になったら、実際通報する市民はほとんどいないと思います。でも市の職員は非常に委縮するでしょう。そういうことなんです。萎縮して、いやトイレに行くのもちよっと早く帰ってこなければとか、同僚とちよっとした、いや天気はどうのこうのとかと世間話するのも、市民からあんた仕事していないと通報されるんじゃないかと。そういう委縮効果を生むんです。

だから、私は監視・密告社会がすぐできるわけじゃないけれども、こういう制度をつくれば、要は社会が委縮すると、そのことを申し上げたいんです。

例えば、この条例案に戻れば、暴力団関係だと思われるら通報されるわけです。だから、私なんか、東映のやくざ映画だとか、仁義なき戦いのシリーズだとか、こんなの窓開けて大きな音で聞いていたら、あのうちやくざだと思われるんじゃないかと心配になります。だから、普通の一般人というのは、警察に通報されるということだけでも非常にプレッシャーなんです。その通報に基づいて警察が来るというだけでも正直言って嫌です。だから、監視・密告社会になっていないからいいんだというのは非常に私は浅薄な理解だと思っています。

それは指摘は指摘として、最後に市長にお伺いしたいんですが、以前市営住宅条例改正のときに、市長はこれにおっしゃっていました。市営住宅に暴力団関係者と見られる方が入ったときは、基本的には出ていっていただくという条例の改正をしたときに、私の質問に答えられて、何でもやはりすぐ警察に通報すればいいということではないと。まずはやはり話し合いをして、それで具体的に向こうが、問題になっている方が暴力団がバックにいるとか、それから威嚇してくるだとか、そういうことがあったときは警察力も入ってくるけれども、最初の段階から警察を利用するんでなくて、ある程度は市民の自治的な意識でもってやっていきたいと思いますということをおっしゃったわけです。

今回のこの暴廃条例についてもそのような認識が基本にあるかどうか、ちょっと確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 国忠議員の質問にお答えをいたします。

昨年の第1回臨時会の際に、市営住宅条例の改正を盛り込みました。そのときに、ただいま質問いただいた内容の御質問をいただいて、私は答弁をいたしました。例えば隣に暴力団と言われるような方がいた場合、近所の方は委縮して日常生活に戸惑うのではないのだろうか。そういったことも含めて、しっかりとその方との話し合いもし、あるいは警察との情報交換もしながら、退去するときには退去命令を出しますと、こういうお話をしました。これは、前回は条例改正によって、暴力団員と判明した場合については明け渡しを願うということで条例改正いたしましたので、そのような取り扱いであります。

今回の暴力団の排除条例につきましては、これは議会でも大分議論されてきてまして、昨年の第4回定例会でも井上久嗣議員から早期に制定すべきではないだろうか、全道的な状況もしっかり把握すべきだという御質問を賜りまして、私共も全道的な状況もしっかり踏まえながら、そのときに早期に制定をしてまいりたいと、こういう答弁をした次第であります。

士別市は、市民総力を挙げて一切の暴力を排除しようということで暴力追放、防犯都市宣言を行って、それぞれの連携をとりながら追放運動を行っています。それはおのずから市民の日常生活を平穏にするという安全・安心条例に基づきながら取り扱っているものでありますが、今回については、もちろん今おっしゃったようなことは私答弁していますので、十分話し合いをしながら、その方ともいろいろな問題があれば話し合いをしていくんでありますが、決して監視だとか密告のような社会にしようなんて考えは毛頭ございませんので。

ただ、今一番懸念していますのは、全道でこれだけ排除条例ができてまいりますと、もうほんの一部の自治体しか排除条例ございません。例えば一般競争入札なんかにとってみれば、ここにも条例にはっきりうたっているんですが、そこに参加をしてきた場合に、士別市の条例上全くこれを排除する条例がなければ、そのまま参加をしていただいて、場合によっては落札するというそういった状況も生まれるわけです。

こういう条例を持っていれば、そういった方が不審な方であれば、もちろん警察と連携をとって調査をし、その団体が暴力団ということであれば、これは条例上、丁寧にお断りをすることもできるわけでありまして、あるいは公共施設についても、同様であります。

そういったことで、入札だとか公共施設なんかの利用についてもこれは排除して安全・安心な地域をつくっていかうと、こういう気概を持ってこの条例をつくり上げるわけでありまして、もう一方では、士別市は防犯協会連合会つくって今活動しています。これは士別市が中心になって、剣淵、和寒、幌加内も入って、皆さんで連携とりながら、この地域を安全・安心な地域にしようということをやっているわけでありまして、ほとんどの地域がこの条例をもう既に策定して、とり進めているということも含めて、全道的な状況も踏まえながら、この機会にしっ

かりと条例をつくって、本市の都市宣言である暴力追放、防犯都市宣言をしっかりと推し進めていくと、そういうことで、この条例を制定したいと思いますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案件について原案のとおり決することに御異議ございませんか。国忠議員。

○13番（国忠崇史君） 議案第54号 士別市暴力団排除条例案に私は反対いたします。

理由は質問の中でも若干述べてまいりましたが、以下の3点にわたります。

第1に、この条例案は司法警察員による恣意的な運用の懸念が大きいということなのであります。根拠法となっている暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法が一昨年の夏国会にて改正された際、8項目にわたる附帯決議がつけられました。その中にはこのような項目があります。すなわち、本法の規定に基づく職権を運用するに当たって恣意的にならないよう十分留意すること、つまり本案第5条にあるとおり、市民からの通報等によって、暴力団員もしくは密接な交際があると疑いを持たれたら最後、あとは恣意的な運用によって社会生活を困難にされる不利益な処分を受ける可能性が、何人にもあるということです。

第2に、この条例案は、私の一般質問に対して、一度は単独の条例としては必要ないと市から答弁されたものです。確かにその後、昨年12月定例会で井上久嗣議員が制定を促進する立場から一般質問をされたことを受け、私への答弁当時と状況が変わったと市は認識を改められたようです。しかしそれは、近隣市町村も暴力団排除条例を定めたからなどの非主体的理由であり、また市としては結局2年間のうちに答弁を覆したことになるわけですから、せめてもっと強力な制定根拠がないと、行政の一貫性が疑われるものです。

第3の反対理由は、士別市にかつて駐在されていた法律専門家がわざわざ地元市に投稿されて、暴力団排除条例について専門的なコメントをくださったのに、それを生かしていないことです。この野島梨恵弁護士は、条例制定の必要性を認めながらもコピーアンドペーストのような条例はだめだと、早期制定などにこだわらずに市民でしっかり話し合っただけの趣旨でした。しかし反対に、一昨日の全員協議会での市の説明によると、3月定例会への提案を目指したものの市議会議員選挙があった関係で今議会になったとのことですが、これは選挙を奇禍として短い審議期間での制定、そして明確な必然性のない9月1日施行に踏み切ろうとしていると批判せざるを得ません。この条例案に賛成だという議員各位にもこの点は注意を喚起したく思う次第です。

以上、申し上げて議案第54号への反対意見といたします。

○議長（丹 正臣君） 斉藤議員。

○16番（斉藤 昇君） 今、反対意見が述べられましたけれども、この条例が提案される、あるいはその前から、市長部局とも議会ともさまざまな論議がなされてまいりました。私は、やはりこういう条例をきちんとつくって、悪は許さず、そして市民生活が平穏で、平和な市民生

活であることを願う、そのためにはきちんとした条例を設けて、その趣旨にしっかり沿って市政が運営されていく。そしてしっかりと市民の権利を守るところは守って公平に扱っていく。そのためにも、この条例は可決すべきものと、こう思うわけでありますので、賛成討論といたします。

○議長（丹 正臣君） それでは、今御異議の意見と賛成の意見がございましたので、この案件については分割して採決をしたいと思います。

初めに、議案第54号については、原案のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立（起立多数）]

○議長（丹 正臣君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

次に、議案第55号については原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（「何、今やった」の声あり）

54号と55号、2つ出ておりますので、55号についての賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立（起立多数）]

○議長（丹 正臣君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

（「全員賛成でしょ。何か変でないか」「議長、ちょっと待って、こんな採決の仕方ありますか、片方反対しないで全部が賛成という、何なんですか。本来的に言えば反対の立場から述べるべきだ、意見を」の声あり）

これは2つの案件が出ましたので、分割して採決をするということで、前段皆さん方にお諮りをいたしましたので、54号についても、55号についても起立を求めて採決をするという方法をとらせていただきました。

（「どういう意味、一括しているわけでしょう、日程第4で、54と55が」の声あり）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前11時03分休憩）

（午前11時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第5、議案第56号 士別市下水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第56号 士別市下水道設置条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は士別市公共下水道事業計画の変更により、士別処理区にし尿前処理施設の区画を編入したことに伴い、士別都市計画区域内面積が変更になったため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第6、議案第57号 士別市集落排水施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第57号 士別市集落排水施設設置条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、上士別集落排水施設及び多寄集落排水施設の計画人口を現状に即した人口に変更し、安定的な水処理を維持するため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第7、議案第58号 士別市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第58号 士別市過疎地域自立促進

市町村計画の変更について、その概要を御説明申し上げます。

このたびの変更は、当初計画に登載していなかった高齢者福祉センター建設事業について過疎債の適用を受けるため、新たに計画に追加しようとするものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、本件に関する北海道との事前協議については、既に完了しているところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第8、議案第59号 財産の取得についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第59号 財産の取得についてその概要を御説明申し上げます。

取得する財産は建設水道部施設維持センターで使用する除雪ドーザであり、5月26日に指名競争入札に付した結果、北海道川重建機株式会社名寄支店が1,596万2,400円をもって落札し、当日付で車両売買仮契約を締結したところであります。

この財産を取得するに当たり、士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第9、議案第60号 平成26年度士別市一般会計補正予算（第3

号)を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第60号 平成26年度士別市一般会計補正予算(第3号)について、その概要を御説明申し上げます。

本補正は下士別自治会館改築に係る補助のほか、不登校・いじめ問題対策事業における適応指導教室指導員の増員など、当面の措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次御説明申し上げます。

まず、総務費では普通財産環境整備事業費において、今冬の大雪と3月以降の急激な暖気による影響で、旧武徳小学校校舎の屋根が破損したため、この修理費用として430万円、同じく雪害により破損した朝日地区の旧勤労者会館屋根の修理費用として33万6,000円を計上したほか、昭和41年に建設した下士別自治会館の老朽化が著しいことから、下士別自治会において現地建てかえを実施するため、この解体工事費715万円、あわせて1,178万6,000円を計上しました。

また、朝日総合支所管理事業費においても大雪等の影響により支所北側及び西側の屋根が破損したため、この修理費用38万2,000円を計上したほか、コミュニティーセンター整備事業費においては、コミュニティーセンター整備事業条例に基づき、下士別自治会館改築に係る補助金として建設工事費1,670万円のうち、補助基準額である1,195万円に対して補助率5分の2を乗じた478万円を計上しました。

次に、民生費では、すくすく子育て支援事業費においてサフォークスタンプ協同組合様から社会貢献の一環として受けた寄附金を活用し、市内認可外保育所3施設、及び市立幼稚園3施設に対する教材等購入助成として90万円を計上したほか、平成26年7月1日から施行される生活保護法改正に伴い、生活保護受給者の就労自立の促進を図るため創設された、就労自立給付金制度に係るシステム改修費として51万9,000円を計上しました。

衛生費では、市立上士別医院において平成3年度に購入したエックス線撮影装置が老朽化のため故障し、部品調達が困難であることや、修理も不可能であることから、この更新費用として356万4,000円を計上しました。

次に、農林水産業費では、農産加工実習施設整備事業費における蒸気ボイラー更新工事の実施に当たり、当初予算においては電源立地地域対策交付金の活用を予定していましたが、北海道と協議した結果、対象事業としての採択が困難となったことから、交付の対象となる朝日保育園職員費に財源振りかえするものです。また、交付金については当初予算において500万円を計上していたところ、その後、538万4,000円での内示を受けたことから、38万4,000円を追加し、措置するものです。

教育費では、現在不登校となっている児童・生徒への支援を目的に、本年度から開設した不登校・いじめ問題事業の適応指導教室において、児童・生徒の受け入れや指導の体制強化を図るため、指導員及び休暇代替指導員、各1名を増員することとし、182万3,000円を追加計上し

たほか、教職員住宅整備事業費においては大雪等の影響により糸魚小学校教員住宅の屋根が破損したため、この修理費用として44万3,000円を計上し、生涯学習情報センター整備事業費においては、現在使用している建物の空調設備のメーカーによる部品供給保障期間が平成32年11月までとなっていることから、空調設備更新に当たり、検証検討を行うため、基本設計及び実施設計を行うもので、その業務委託費496万8,000円を計上しました。

なお、本補正の財源については道支出金及び繰入金の特定財源、雪害による修理費についてはその全額を全国市有物件災害共済会からの保険金で充当するほか、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） ただいま補正が提案されました。

その中で、小・中学校の適正審査委員会がいろいろ提言今までいたされまして、小・中学校の統廃合というそういうことも進んでまいりまして、昨年下士別、武徳、中多寄小学校が統廃合をいたしまして、廃校になったという現状でございます。そういう学校の修理費として今計上されたわけですけれども、この武徳と下士別小学校については耐震化の耐久力がないということから、将来に向かって解体するという話を私は伺ってございます。それで、その解体するこの校舎に修理費をかけるのはどういう意味のもとにかけなければならんのかということが1点。

それから、解体する時期などの明確なそれは今指示はございません。そこまで例えば5年ぐらいに解体するのであれば、その間にこういう修理を要するような大きな事故が起きた場合には、全て今のような形の中で提案されて修理をしていく、そしてその後必要性が地元でもない中で修理をかけて後は解体ということになっていくのかなという気もいたしております。そこら辺のことをちょっと私も勉強不足なものですから詳しく御説明をいただきたいと思っております。

それからもう1点、下士別自治会館の解体工事費、自治会、これは下士別ばかりではございません。各自治会が持っている会館などのこういう、今回の下士別の場合は、落雪のために自治会館がかなり損失したところから、この解体費用を見積もっておられるんだと思えますけれども、要するに私が聞きたいのは、各それぞれの自治会館がこういう状態になったときに、全て市がこういう作業をやっていくということで理解してよろしいのかどうか、そこら辺、御説明をお願いいたします。

○議長（丹 正臣君） 中館財政課長。

○財政課長（中館圭司君） まず、私から武徳小学校の修理についての考え方について申し上げます。

今回、大雪の影響で武徳小学校の屋根、正面玄関側ですが、北側に当たります。屋根の軒先が雪の重みで折れ曲がったような形になりました。この部分については武徳小学校自体今後ど

ういった利用をしていくか、いつ解体していくのか、正式に決まっているわけではございませんが、このまま放置してしまいますと、そこからまた水が入ったり、非常に管理上問題があるということで、全体の改修費を試算いたしましたところ、685万円かかるという試算が出ております。ただ、それをまともに元のとおり戻しても、今冬期間も使っておりませんし、また雪で軒先が折れるおそれもあるというようなことで、今回については、その軒先部分、一部切り取ったような形で、なおかつ雪の影響もありますので、窓の雪がかかるような部分の補強、こういったものも含めて改修費として430万円計上をさせていただいたところでございます。

この費用につきましては、全国市有物件災害共済会、これはこういった雪害に対してもこういった公共施設等の補修の費用が補填されるという制度に加入をしております、この改修費のうち実際に417万円については共済金のほうで賄われるというような状況になっております。

実際に、今後こういった施設を全て補修していくかどうかという点については、例えば今後総体的な計画策定等も必要になってくると思っておりますが、現段階で今後の利用目的ははっきりしていない部分については、その状況等見ながら維持管理等の兼ね合いも勘案しながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、もう1点、下土別自治会館についてでございますが、この点につきましては議員御指摘のとおり、今回新たに建てかえるという方針が地元自治会のほうで決定をされました。その経過としては、この一部2階建ての現在の自治会館の2階の屋根部分から1階に落雪がありまして、そこで大きく破損をしたということで、屋根がもう全て陥没したような大きな落雪だったものですから、このままではちょっと対応できないということで、現在は仮の簡易的な補修をしているところでございます。その後、自治会としてもこのままの利用は困難という結論を出されたということで、今補正においても新しい会館設置について補助金の予算計上もさせていただいているところでございます。

そこで、現在の自治会館につきましては、本市の普通財産ということになっておりまして、その経過といたしましては、自治会が整備をした後に市に寄附をして、その上で市が自治会に無償で貸し付けているというような形態でございます。ですから、こういった市の財産になっている建物については、こういった解体費用については市が措置をするという考え方でございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 岡崎議員。

○8番（岡崎治夫君） 今の御説明でちょっと1点わからないところがあるんですが、下土別の自治会館は市に寄贈して、市の所有物であるというふうに今理解をさせていただきました。であれば、土別市にはかなりの自治会館があります。自治会もあって自治会館もあります。その自治会の会館というのは、それぞれ私物、その地域の私物としてなっているのか、あるいは今申し上げられたように、その自治会館の何ぼかは市のほうに寄附というか、そういう形の市のほうに寄附しているという、そういう説明だと承りました。ちょっと数字がそういうところで、

下士別だけではないと思いますので、それぞれの自治会においてそういう自治会が何個というか、何ぼの自治会があって、それをしていない自治会も、全体の自治会が何ぼあって、それをちょっと詳しく説明してください。

○議長（丹 正臣君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 今、全ての自治会の状況について詳細に把握しているわけではございませんが、全体72の自治会のうち、普通財産として市が所有している会館、これが19施設、会館ございます。これ以外の部分につきましては、例えば公共施設を会館として利用しているようなケース、それから実際に自治会がいわゆる保有したままで管理しているケース、こういったものが自治会によってはあるということは把握しております。

○議長（丹 正臣君） 岡崎委員、よろしいですか。

○8番（岡崎治夫君） もう1点、今、市に自治会館をそういう形の中でしているのが19施設あるということですから、他の自治会もそういう形で市のほうに寄附するというふうになったら、市は全部それを受け入れる状況にあるんですか、どうなんですか。

○議長（丹 正臣君） 中館課長。

○財政課長（中館圭司君） 自治会館を市が寄附を受けて管理している経過につきましては、従来から地元自治会が施設を整備した上で、その所有をどうするかという問題がございました。当時は、自治会の所有権自体は、いわゆる自治会では登記ができないと。権利能力なし社団とっていらしいんですが、結局そうなると、個人で会長さんが持っているという形にしたり、共同で持ったりというような事例もあって、そうなると、人が変わるたびに管理が非常に大変だということもありまして、そういった意味で市に寄附を受けて管理すると。そのかわり必要経費、もしくは改修費等々については地元自治会で負担をしているというような経過がございました。

ただ、今は制度が変わって、地縁団体というのは自治法が制定されておまして、そういう意味では自治会が所有できるという制度にはなったわけですが、実際問題、そこまで管理をしてやっている事例、本市にはございませんし、また他市でもいろいろ手続上非常に煩雑だということもあって、とりあえずされていないということがあると思います。

そういう意味では、もし自治会からそういった自治会館として使用している場合について、私どもで寄附を受けるといふ部分については従来からもこれからも考え方としては同じものというふうに考えておりますし、実際こういった管理の方法が、ある意味、整合性がとれていないといえますか、統一されていないという部分ございますので、この点については庁内関係各課とも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長(丹 正臣君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、あす7日から17日までの11日間は休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、あす7日から17日までの11日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、18日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

(午前11時58分散会)